

第5章 官民連携手法の実現性について

近年、体育施設の整備及び維持管理・運営にあたり、PFI手法などの新たな官民連携手法を活用している事例が増えてきています。春日部市総合体育施設の整備及び維持管理・運営の具現化にあたっては、市の財源の有効活用や質の高いサービスの提供を実現するため、民間の資金やノウハウを活用する新たな官民連携手法の導入を検討していく必要があります。

5.1 検討対象となる官民連携手法

5.1.1 従来手法（市直営・指定管理）

市が起債や補助金などにより自ら資金調達し、施設の設計、建設、運営及び維持管理の業務について、業務ごとに分割して、民間事業者へ請負又は委託する、公共事業で広く採用されてきている発注手法です。運営及び維持管理業務については、指定管理者制度が活用されることも一般的になっています。

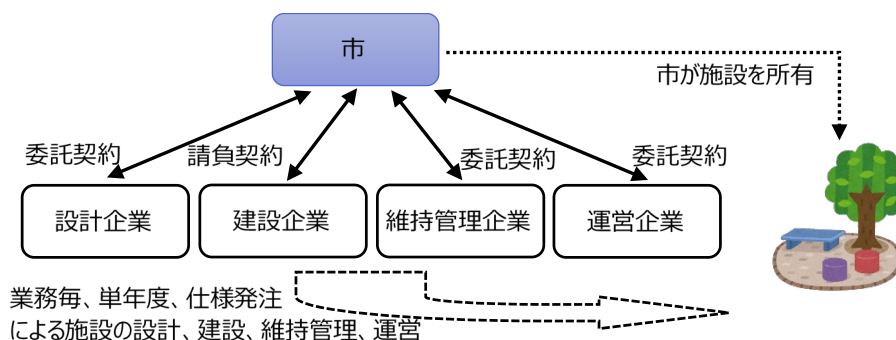


図 5-1 従来手法のしくみ

5.1.2 新たな官民連携手法

(1) DBO手法（Design Build Operate）

市が起債や補助金などにより自ら資金調達した上で、施設の設計・建設（改修含む）、運営・維持管理を民間事業者へ性能発注で包括的にゆだねる発注手法です。

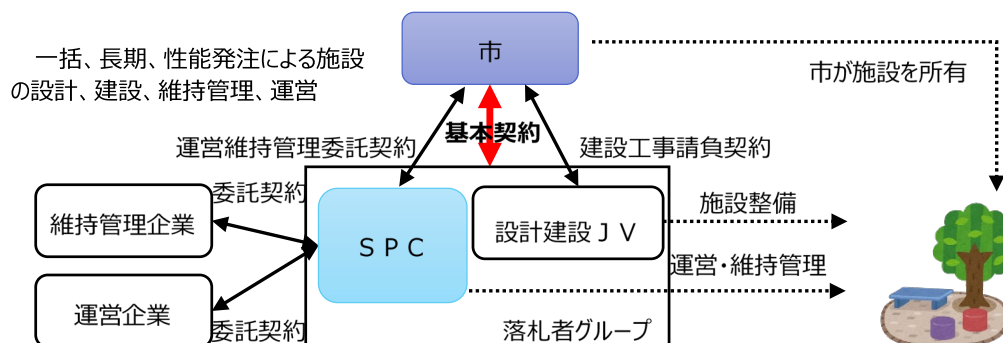


図 5-2 DBO 手法のしくみ

(2) P F I 手法 (Private Finance Initiative)

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、施設の資金調達、設計・建設・運営・維持管理を民間事業者に性能発注で包括的にゆだねる発注手法です。

1) B T O 方式 (Build-Transfer-Operate)

民間事業者が資金調達を行い、設計、建設した直後に建物の所有権を市に移転し、その後、契約に基づき民間事業者が運営・維持管理を行う方式です。

2) B O T 方式 (Build-Operate-Transfer)

民間事業者が資金調達・建設・運営・維持管理を行い、契約期間終了後に建物の所有権を市に移転する方式です。なお、契約期間終了後に建物を解体・撤去する場合には、B O O (Build-Own-Operate) 方式となります。

3) コンセッション方式 (公共施設等運営権方式)

市が公共施設の所有権を有したまま、運営権を民間事業者に設定し、運営権実施契約に基づき民間事業者が運営・維持管理を行う方式です。基本的には、既存の公共施設に運営権を設定することが想定されていますが、新設の施設整備を含めることも可能であり、その場合はB T O方式とコンセッション方式を併用することが多くなります。

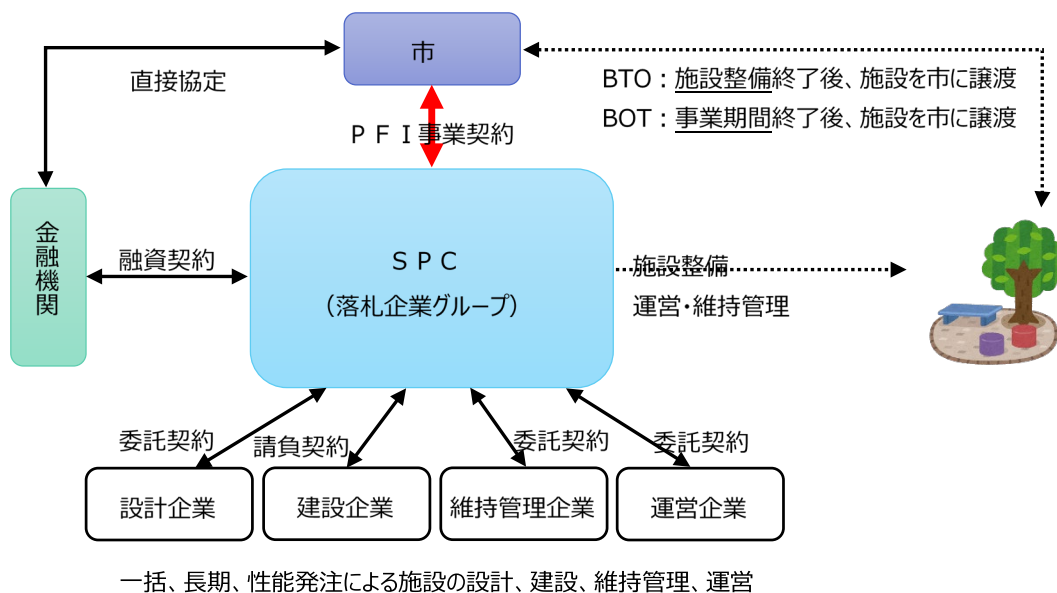
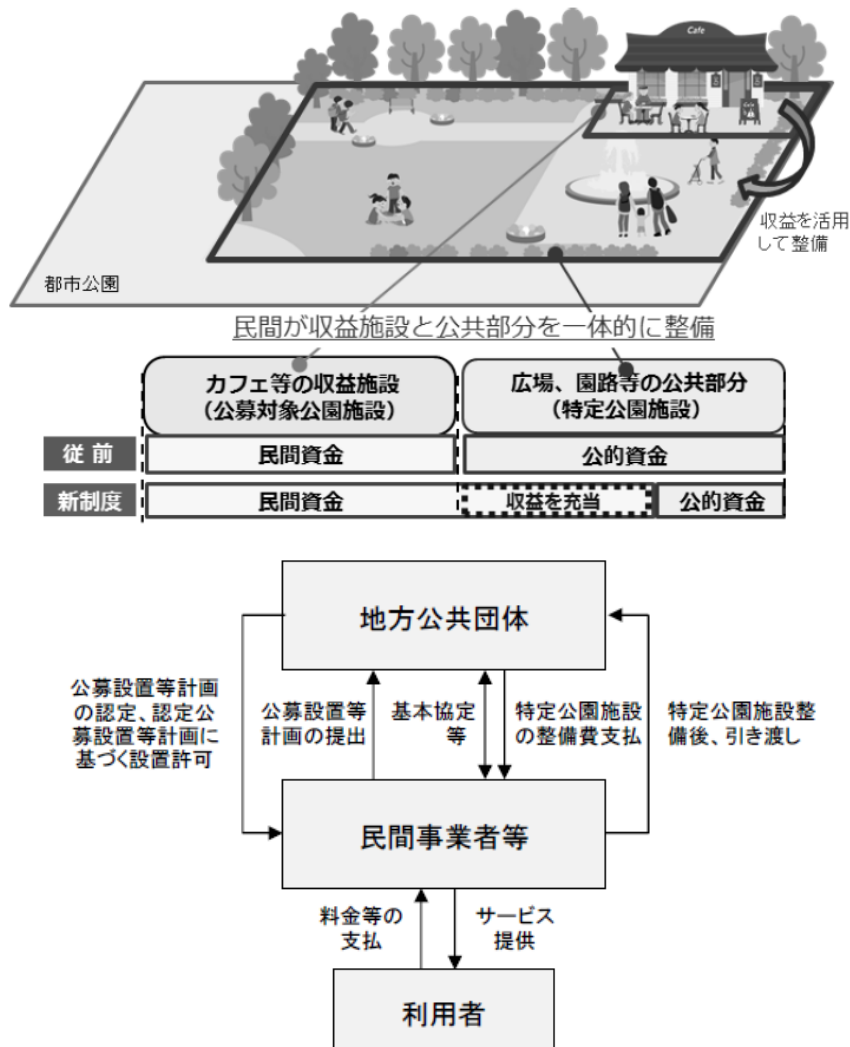


図 5-3 PFI 手法のしくみ

(3) 公募設置管理制度 (Park-PFI)

公募設置管理制度 (Park-PFI) は都市公園に適用できる制度で、飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置・管理運営と、その周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修などを一体的に行う事業者を、公募により選定します。

本制度は、公募対象公園施設の運営から生じる収益を特定公園施設の整備・改修に充当することにより公園管理者の財政負担を軽減するとともに、公募対象公園施設と特定公園施設を一体的に整備することにより、両施設の魅力や利便性の向上を図ることを狙いとしています。



(出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン (平成 29.8 国土交通省 都市局))

図 5-4 公募設置管理制度 (Park-PFI) のしくみ

5.2 今後の進め方

総合体育施設の整備にあたっては、市の財源の有効活用と質の高いサービスの提供の双方の観点から、最も効率的・効果的な事業手法を選択し、早期の供用開始を目指していく必要があります。

採用する事業手法によって今後の進め方は流れが異なり、従来手法を採用する場合は、基本計画に基づき、市が設計（基本設計・実施設計）を行い、施設を建設します。供用開始後の維持管理運営手法は、市直営又は指定管理者制度の活用について検討していきます。

一方、新たな官民連携手法を採用する場合は、基本計画に基づき、市の要求する条件を民間事業者を示し、設計・建設・維持管理・運営を行う民間事業者グループを募集し、選定された民間事業者グループが設計（基本設計・実施設計）、建設工事及び維持管理運営を一括して行います。

下図のとおり、供用開始までの期間だけを比較すると従来方式の方が早期に実現できる可能性があります。新たな官民連携手法の方が民間ノウハウに基づく質の高いサービスの提供と市の財源の有効活用という観点から優位性が高い場合もあります。

なお、事業費については、建設時期における社会情勢（人件費、資機材費、土地購入費などの変動）や、施設の規模、事業手法など、積算に影響を受ける要因が多いため、事業手法の検討の際に、必要な概算費用を算定するものといたします。

今後は、整備目的を達成するため、行政と民間事業者の役割を総合的な見地から精査し、最適な事業手法を検討していきます。

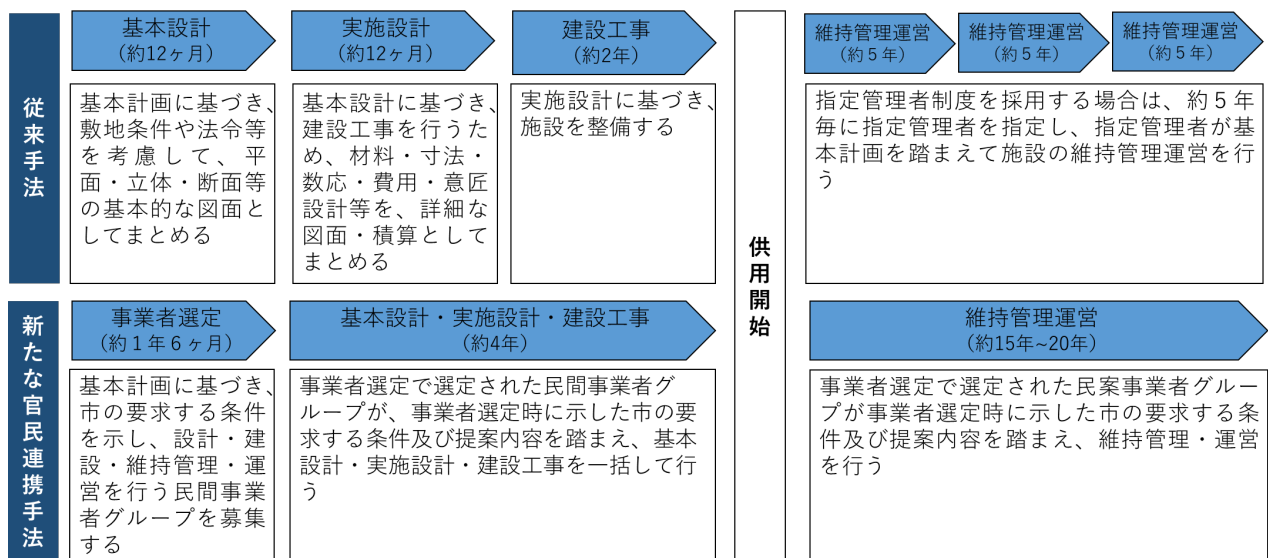


図 5-5 従来手法と新たな官民連携手法の事業スケジュールのイメージ

資料編

市民意見提出手続（パブリックコメント）

(1) 意見募集期間

2021年（令和3年）4月1日（木曜日）～2021年（令和3年）4月30日（金曜日）

(2) 意見募集方法

1) 市の施設への資料配架による意見募集

教育センター1階スポーツ推進課、市役所別館1階市政情報室、庄和総合支所2階市政情報室、教育センター1階学習情報サロン、市民活動センター、男女共同参画推進センター、勤労者会館、及び公民館へ、提出書及び書類資料を配架し、提出書に意見を記入いただいた上で、持参、郵送またはファックスで提出する。

2) 市公式ホームページ

ホームページの市民意見提出手続のページに資料データを掲載し、ホームページ上の規定の書式に意見を入力いただき、送信されることにより、メールとして受信する。

3) 意見提出数及び意見提出件数

意見提出者数	直接	82人
	郵送	1人
	ファックス	16人
	メール	3人
	計	102人
意見提出件数	直接	84件
	郵送	1件
	ファックス	20件
	メール	6件
	計	111件
意見反映件数	111件中	3件

用語解説

用語	解説
あ行	
アーバンスポーツ (P63)	都市部でもできる、比較的新しいスポーツ競技の総称。スケートボード、BMX、パルクール、ボルタリング、ブレイクダンス、3on3 などがある。
インフィールド (P98)	陸上トラックの内側のこと。
雨水流出抑制 (P22)	雨水を、直接下水に流さずに、敷地内で浸透や貯留をする事で、雨水の流出を最小限に抑えること。
オープンスペース (P75)	公園・広場・河川・農地など、建築物などによって覆われていない土地の総称。
か行	
かまどベンチ (P88)	普段はベンチとして使用するが、災害時には、火を使えるかまどになるベンチ。炊き出しなどに利用できる。
共同事業体 (コンソーシアム) (P62)	個人、企業、団体、政府などから成る団体で、共同で事業や活動などを行う。
グリーンインフラ (グリーンインフラストラクチャー) (P90)	自然環境が有する多様な機能や仕組みを積極的に活用した、インフラ整備や土地利用計画など。社会的課題を解決し、持続的な地域を創出する取組みとして期待されている。
減災 (P81)	災害による被害を、できるだけ小さくするための事前の取り組みのこと。
建蔽率 (P113)	敷地面積に対する建築面積（建物を真上から見たときの外周で求めた面積）の割合。
コンバージョン (P48)	建築用語で、建物の用途を変更し再利用すること。
さ行	
ストック効果 (P75)	整備された社会資本（インフラなど）が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果のこと。
ストリートバスケット (P63)	街路や公園にあるリングを使って行うバスケットボールのこと。明確なルールはないが、3対3やリングがひとつなど、通常のバスケットボールとは一部のルールが異なる。

スポーツ・ツーリズム (P5)	スポーツを「観る」「する」ための移動だけではなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携を付加した旅行スタイルのこと。
た行	
ターゲットバードゴルフ (P82)	ゴルフボールにバドミントンの羽根を付けた専用ボールを、ゴルフクラブ（ウェッジ）で打ち、傘を逆さに立てたホールへ入れるスポーツ。
都市計画公園 (P114)	「都市計画公園」は都市計画法に基づき公園として都市計画決定された施設のこと。都市計画決定はされたが、公園として整備されていないものも含む。
ドミトリー (P96)	ユースホステルやゲストハウスなどの相部屋タイプの部屋。
な行	
ニュースポーツ (P65)	技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案・紹介されたスポーツ。
ニューノーマル (P81)	新しいことを意味する New と、標準・正常・常態などを意味する Normal を合わせた造語。コロナ禍で注目されている、新しい生活様式を総称する言葉として使われている。
ま行	
メディカルフィットネス (P87)	医療的要素を取り入れたフィットネス。
A～Z	
e スポーツ (P63)	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
QOL (Quality of Life) (P72)	生活をする上での満足度をあらわす指標のひとつ。医療や教育などの分野で注目・活用されており、“人生の質”、“生活の質”などと訳されることが多い。
X スポーツ (P87)	「エクストリームスポーツ」の略で、速さや高さを極限まで追求し、過激で華麗な離れ業を競い合うスポーツ。スケートボード、BMX、サーフィン、クライミング、スノーボードなどがある。

春日部市総合体育施設整備基本計画

発行 春日部市
編集 春日部市教育委員会
社会教育部 スポーツ推進課
所在地 〒344-0062
春日部市粕壁東3-2-15
TEL 048-763-2446
FAX 048-763-2218
作成 令和3年6月

市制施行15周年を記念し、
「住んでよかった」と思えるまちを実現させるため、
市民憲章を制定しました。

春日部市民憲章とは、
春日部市のより良い理想の姿を掲げ、
それを市民全員で実現するための道しるべとなるものです。



春日部市



スマイルシティ
SDGs未来都市 春日部

春日部市民憲章

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して
ここに 市民憲章を定めます

- 一 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 一 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- 一 お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 一 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 一 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして
このまちで
ともに生きましょう